

行政財産使用料徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容										
池田土木事務所	<p>行政財産の使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならないが、下記について、使用開始の日前に使用料が納付されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="483 562 1481 814"> <thead> <tr> <th>使用目的</th> <th>種別・数量</th> <th>使用許可期間</th> <th>年間使用料</th> <th>納付日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電力供給</td> <td>電柱 6 本 支柱 3 本 支線 3 本</td> <td>平成30年 6 月 1 日 から 平成31年 3 月 31 日 まで</td> <td>22,000 円</td> <td>平成30年 6 月 20 日</td> </tr> </tbody> </table>	使用目的	種別・数量	使用許可期間	年間使用料	納付日	電力供給	電柱 6 本 支柱 3 本 支線 3 本	平成30年 6 月 1 日 から 平成31年 3 月 31 日 まで	22,000 円	平成30年 6 月 20 日	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【行政財産使用料条例】</b> (納付の時期) 第 4 条 使用料は、使用開始の日前に全部を納付させなければならない。(以下略)</p> </div>	<p>本事案は、当該事務について、所属内における認識不足から生じたものである。</p> <p>行政財産使用料の徴収事務については、指摘を受けた該当グループにおいて、監査結果の共有と再発防止の研修を行った。</p> <p>また、所属において再発することのないよう注意喚起を行った。</p> <p>今後は、決裁時に総務・契約課も関係者に追加し、複数人で確認することでチェック体制の強化を行い、再発防止に努める。</p>
使用目的	種別・数量	使用許可期間	年間使用料	納付日									
電力供給	電柱 6 本 支柱 3 本 支線 3 本	平成30年 6 月 1 日 から 平成31年 3 月 31 日 まで	22,000 円	平成30年 6 月 20 日									

監査（検査）実施年月日（委員：一年一月一日、事務局：令和元年11月11日）